

# 秋田地方最低賃金審議会

## 議 事 録

令和4年度 第5回

令和5年3月2日(木)開催

1 日 時 令和5年3月2日(木) 9時55分～10時25分

2 場 所 ルポールみずほ

3 出席者

公益委員 5名中5名出席

赤坂 薫 伊藤慎一 臼木智昭 長岐和行 堀井 潤

労働者委員 5名中5名出席

井上正克 今井裕子 後藤正文 佐藤伸幸 本堂由紀子

使用者委員 5名中5名出席

小野秀人 佐藤宗樹 時田祐司 堀江重久 若泉裕明

[事務局] 秋田労働局

川口労働局長 立花労働基準部長 佐々木賃金室長

小林賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

(1) 令和4年度の審議経過と総括について

(2) 各専門部会等の廃止について

(3) その他

5 配付資料

資料番号1 令和4年度秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要等

(1) 秋田地方最低賃金審議会等審議日程一覧表

(2) 最賃審議会等開催実績

(3) 秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要

資料番号2 令和4年度特定最低賃金改正に係る専門部会報告

(1) 秋田県非鉄金属製錬・精製業専門部会

(2) 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業専門部会

(3) 秋田県自動車・同附属品製造業専門部会

(4) 秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業専門部会

資料番号3 令和4年度最低賃金決定状況

(1) 地域別最低賃金改定状況

## (2)特定最低賃金改定状況

資料番号4 令和5年度審議会等開催予定(素案)

資料番号5 業務改善助成金について

資料番号6 労働基準行政における当面の賃金引上げに係る対策について

## 6 議事内容

### ○杉本賃金調査員

ただ今から、令和4年度第5回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、合計15名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項に定める「委員の3分の2以上又は各側代表委員の3分の1以上の出席が得られましたので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

それでは、これからの進行は、赤坂会長にお願いいたします。

### ○赤坂会長

議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。議事録署名は、秋田地方最低賃金審議会運営規程第7条第1項において、「会長のほかに会長が指名した委員2名」となっておりますので、本日は労働者代表 佐藤伸幸委員、使用者代表 小野委員にお願いします。

本日の議題は議事次第にありますように、議題1「令和4年度の審議経過と総括について」、議題2「各専門部会等の廃止について」、議題3「その他」となっております。

それでは、議題1の「令和4年度の審議経過と総括について」ですが、事務局から報告をお願いいたします。

### ○佐々木賃金室長

それでは、はじめに県最賃について、次に各特定最低賃金についてご報告いたします。それでは、お手元の水色の冊子の資料により、審議経過と部会報告について、順次ご説明いたします。なお、資料にはインデックスを付けておりますので、それを目印として見開いていただきますようお願いいたします。

まず、インデックス1-(1)の資料は、「秋田地方最低賃金審議会等審議日程一覧表」でございます。この一覧表は、本年度の本審、各専門部会等の開催日や一連の関係する日程等について、その状況をまとめて記載しているものでございます。

続きまして、インデックス1-(2)の資料は、今年度の全ての本審、各専門部

会等の開催日の実績をまとめたものでございます。

次に、インデックス1-(3)の資料は、本年度の各専門部会等を含めた秋田地方最低賃金審議会全体の審議経過の概要でございますので、簡単に、日を追って順に報告させていただきます。

はじめに、6月29日に第1回本審を開催し、秋田県最低賃金の改正決定につきまして諮問させていただき、今年度の審議方針等を決めていただいたところです。

例年ですと、その後、中央最低賃金審議会が目安が示され、それを受けて第2回本審を開催し伝達していただいていたところでしたが、今年度は、中央の目安審議が延びたことから、8月1日の第2回本審では、目安伝達は行わず、賃金改定状況調査、賃金実態調査結果等の説明を行っております。

同日、本審に引き続き、第1回秋田県最低賃金専門部会が開催され、部会長及び部会長代理を選出後、参考人1名の方から意見聴取を行いました。その後、金額審議に入りましたが、目安が示されていないことから本格的な金額審議は、目安伝達を受けて次回専門部会で行うこととしました。

8月3日の第2回秋田県最低賃金専門部会では、前日8月2日に出された中央最低賃金審議会の目安答申を伝達し、その後、金額審議を行いました。労使の合意には至りませんでした。

8月5日の第3回専門部会で、引き続き金額審議を行いました。労使の合意には至らず、公益委員見解を示し採決を行い、この結果を本審へ報告することとなりました。

次のページですが、その後、第3回本審が開催され、専門部会報告により採決を行ったところ、「秋田県最低賃金を31円引上げ、853円とする」ことで答申しております。また、この本審では、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問しております。

8月23日には特別小委員会を開催し、既設の4つの特定最賃の改正の必要性の有無について、審議いたしました。いずれの特定最賃についても全会一致で「必要性あり」との結論に達し結審しております。

同じく8月23日には、8月5日の答申に対しまして、異議申出が9件ございましたので、第4回本審を開催し、異議の取扱いについて審議を行い、「8月5日の答申どおり決定することが適当である」との答申をいただきました。

これによりまして、その後の官報公示の手続きを経て、10月1日に改定された最低賃金額853円が発効されることとなりました。

以上が、本年度の県最賃にかかる本審及び専門部会等の審議経過となります。

続きまして、4つの特定最低賃金専門部会の審議経過と結果につきまして、報告させていただきます。特定最賃専門部会の審議は、令和4年9月21日の合同専

門部会からはじまり、10月19日の第3回電子部品等の専門部会をもちまして、全て結審しております。また、令和4年12月25日から新しい特定最賃額が発効しているところではありますが、各専門部会での審議結果を本審に報告することになっておりますので、本日、次のとおり報告させていただきます。

インデックス2-(1)の資料をご覧ください。はじめに、非鉄金属製錬・精製業専門部会の審議経過等でございますが、9月21日に合同専門部会を開催し、この日は、部会長、部会長代理の選出、意見聴取の方法、発効日の統一、専門部会の審議の進め方などにつきましてご審議いただき、さらには、事務局から賃金実態調査結果及び中小企業支援対策事業等について説明しております。

続いて、10月6日に、第2回専門部会を開催しまして、労使各1名から提出されました意見書の報告を行っております。また、労使の基本的考え方と金額提示があり、引き続き金額審議が行われ、時間額を23円引上げ933円とすることを全会一致で議決し、結審しております。

この結果、「最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」とする最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、当日、局長に答申されております。

審議結果といたしまして、次のページ以降に専門部会報告書と別紙、答申文をお付けしております。

続きまして、インデックス2-(2)の資料は、電子部品・デバイス等製造業専門部会の審議経過等でございますが、合同専門部会につきましては、先程の非鉄金属の説明内容と同じでございますので、省略させていただきます。

10月4日に、第2回専門部会を開催し、労使各1名から提出されました意見書の報告を行っております。また、労使の基本的考え方と金額提示があり、引き続き金額審議が行われております。

次の10月19日の第3回専門部会におきましては、前回に引き続き金額審議が行われ、時間額を30円引上げ891円とすることを全会一致で議決し、結審しております。この特定最賃につきましても、審議会令第6条第5項を適用し、当日答申されております。

審議結果といたしまして、次のページ以降に専門部会報告書と別紙、答申文をお付けしております。

続きまして、インデックス2-(3)の資料は、自動車製造業専門部会の審議経過等でございますが、合同専門部会は先程と同じでございます。

9月28日に、第2回専門部会を開きまして、労使各1名から提出されました意見書の報告を行っております。また、労使の基本的考え方と金額提示があり、引き続き金額審議が行われた結果、時間額を31円引上げ938円とすることを全会一致

で議決し、結審しております。この特定最賃につきましても、審議会令第6条第5項を適用し、当日答申されております。

審議結果といたしまして、次のページ以降に専門部会報告書と別紙、答申文をお付けしています。

最後でございますが、インデックス2-(4)の資料は、自動車小売業専門部会の審議経過等でございますが、合同専門部会は先程と同じでございます。

9月29日に、第2回専門部会を開きまして、労使各1名から提出されました意見書の報告を行っております。また、労使の基本的考え方と金額提示があり、引き続き金額審議が行われた結果、時間額を28円引上げ897円とすることを全会一致で議決し、結審しております。この特定最賃につきましても、審議会令第6条第5項を適用し、当日答申されております。

審議結果といたしまして、次のページ以降に専門部会報告書と別紙、答申文をお付けしています。

以上、4つの特定最賃とも全て全会一致で結審され、発効日につきましても当初の申し合わせのとおり、12月25日に同時発効することができました。

各特定最低賃金専門部会の審議経過等につきましては、以上でございますが、次の、インデックス3-(1)には、本年度の全国の「地域別最低賃金改定一覧」を、インデックスの3-(2)には、同じく本年度の全国の「特定最低賃金の改定状況」を、それぞれ載せておりますので、参考にしていただきたいと思います。

#### ○赤坂会長

ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

特にないようですので、次に、議題2の「各専門部会等の廃止」に移ります。

専門部会の廃止については、最低賃金審議会令第6条7項により、本審議会の議決によることとされております。令和4年度は地域別最低賃金専門部会と4つの特定最低賃金専門部会を設置しておりますが、本日をもって廃止することとしたいと思います。

また、秋田地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき設置しております特定最低賃金に関する特別小委員会につきましても、本日をもって廃止することとしたいと思います。

以上、各専門部会及び特別小委員会を廃止することに、ご異議ございませんか。

#### ○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

それでは、各専門部会及び特別小委員会については、本日をもって廃止することといたします。

続いて、議題3の「その他」になりますが、委員の皆さまから何かございますでしょうか。

事務局で何かありますか。

○佐々木賃金室長

はい、私から来年度の日程等についてインデックス4により報告させていただき、その後、小林指導官からその後の資料について説明させていただきます。

それでは、インデックス4でございますが、今年度の開催実績を基に作成しております。来年度は例年ベースでの日程と推測し7月28日あたりからの目安答申を見込んでいます。中賃の日程によってはズレ込む可能性もあります。

2点目は、10月1日発効とした場合、来年度の場合8月7日、月曜日が答申期限となります。こちらについても、ご含みおきいただければと思います。

矢印で示しているのは、大体このあたりで審議が行われるであろうという予測に基づき作成したものでございます。実際には、例年のとおり早めに各委員の日程確認を行いまして、決定させていただきますので、ご協力方よろしく願います。

続きまして、開催日程とは異なりますが、特定最低賃金の意向表明についてでございます。例年、特定最低賃金の改正等の申出を予定されている場合には、3月末日までを期限として、意向表明していただくようお願いしております。既に提出していただいているところもありますが、期限までの提出についてよろしく願います。

私からは以上ですが、このあと小林指導官からご説明いたします。

○小林指導官

私からはインデックス5とインデックス6の資料について説明をさせていただきます。最初にインデックス5をご覧願います。

年度当初から「最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業」としてご案内しておりました「業務改善助成金」ですが、昨年9月から「原材料費高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大、また、昨年12月からは、助成上限額の引上げや助成対象経費、対象事業場の拡大など数次にわたり拡充された、今現在のリーフレットになります。

次のページの資料は、業務改善助成金の申請状況になっております。こちらは、

「通常コース」の全国と秋田局の申請件数となっており、このほかに1月31日で申請期限が終了しました「特例コース」の申請が秋田局で13件ありましたので、それを通常コースの44件と合わせると1月末までの秋田局の申請件数は57件ということになります。

その次のページには、最低賃金改定による影響率が高い業種とその業種における助成金の申請状況を載せております。影響率が高い業種ではある程度の申請がされているところでございます。

下の表は、申請コースごとの件数、交付決定額、そして、主な設備投資等の例を載せております。昨年の申請件数から若干増加しているところではありますが、更なる増加に向けて、今後もこのような県内の事例を積極的に紹介していくなどした広報・周知を考えているところでございます。

次に、インデックス6についてご説明いたします。令和4年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において、継続的な賃上げの促進・中小企業支援に取り組むこととされ、具体的な施策として「労働基準監督署による企業への賃上げ支援等」が盛り込まれたところです。

具体的には、定期監督等を実施した際に、賃金引上げに向けた環境整備等について検討するよう働きかけを行うとともに、企業が賃金引上げを検討するに当たり、対象事業場に対応した地域・業種・職種ごとの平均的な賃金額を示した、次のページの「賃金引上げに向けた取り組みをお願いします」と記載されております、このような形式のリーフレットを交付し、賃金引上げに当たっての参考とするよう説明することとしています。

さらに、その次のページの各種支援策を掲載したパンフレットと最後のページの「賃金引上げ特設ページを開設！」というリーフレットも交付し、賃金引上げに関する企業の取組事例を参考にさせていただくようお願いすることとしております。私からの説明は以上でございます。

#### ○赤坂会長

ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。

特になければ、先ほど説明のありました、特定最賃の意向表明は3月末までをお願いいたします。

その他、何かございますか。

特にないようですので、令和4年度の審議を終了するに当たり、局長から、ご挨拶を頂きたいと思っております。



#### ○川口局長

委員の皆様におかれましては、この一年間、精力的にご審議をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

今年度の秋田県最低賃金は、過去最高の31円の引上げ額となりました。改定後の最低賃金の周知につきましては、先ほど小林指導官から説明させていただきましたが、引上げ支援ということで様々な取り組みを進めています。あらゆる機会を捉えて周知を行ってまいりたいと考えています。

また、県内の労働基準監督署におきましては、最賃引上げの影響率の高い業種等の事業場を対象に最低賃金履行確保のための監督指導を実施しております。

また、こちらも先ほど小林指導官が説明いたしましたが、監督署におきまして監督指導だけではなく、賃上げ検討する際のいろいろな参考情報を提供しながら賃上げの支援を行っていかうということで、この3月にも具体的にこの取り組みを進めていかうと準備を進めているところでございます。

今年度の審議会につきましては、本日をもって終了となります。委員の皆様におかれましては引き続き労働行政、審議会運営にご協力賜りますようお願い申し上げます。一年間誠にありがとうございました。

#### ○赤坂会長

私からも、この一年間、委員の皆様方には審議の円滑な運営に多大なご協力をいただきましてありがとうございました。

来年度、ますます連日賃上げの報道がなされているところでの難しい審議が予想されますけれども、全会一致に向けてご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、令和4年度の審議会を終了いたします。  
お疲れ様でした。